

**月例会ダイジェスト【81】**

3月に行われた月例会のテーマは「産業保健と法」。日本産業保健法学会理事の小島健一氏（鳥飼総合法律事務所）および根本浩一郎氏（西淀病院）、村松淳氏（村松労働衛生コンサルタント事務所）がコーディネーターを務め、話題提供と質疑応答の2部構成で開催された。

第1部は話題提供「日本産業保健法学会設立の狙いとその活動」。三柴丈典氏（近畿大学法学部教授）が主宰した産業保健法学会研究会を前身として、2020年に設立された同学会の概要について小島氏が発表を開始した。

小島氏はまず企業法務の中でも特に重要視されている「予防法務」について言及。その上で「労使間の紛争を未然に防ぐことが原則だが、大事なのは労働者に勝つことではなく、相手も納得する円満な解決を目指すこと。この“戦わずして負けない”予防法務を日本に根づかせるという理念が、設立の背景にある」と語った。

さらに「予防法務を実践するには、弁護士が人事・労務や産業保健を支える専門家と協働する必要がある。専門性を越えた交流の場を作り、互いの知見を寄せ合ってトラブルを防ぐための最適解を見つけることが、本学会の活動趣旨」と述べた。具体的には、産業保健を推進するために法の側面からバックアップする、労働者の健康・安全にまつわる人事・労務のトラブルについて、法律の視点でアドバイスできる専門家を増やし、争いになる前にトラブルを収められる仕組みを作っていくなど、「対話と納得のいく職業生活の支援」につなげる狙いがあることを話した。

活動内容については、設立前に研究グループを立ち上げて「新型コロナウイルス感染症に関する代表的な労務問題Q & A」を2020年5月に発表したことや、2021年9月には第1回学術大会を開催したことを挙げた。特に同大会では、主治医役や産業医役も登場してディベートを行う模擬裁判や、「神奈川SR経営労務センター事件」を題材にしたシンポジウムなど、産業保健で直面する複雑な問題を、法の視点で分析するプログラムで構成されていることがうかがえた。また、今後の活動として産業保健総合支援センターとの連携事業や、主催する研修講座などについても紹介した。

まとめの部分では、三柴氏が最も重要なキーワードとしている「手続的理性」について、「対決は価値観の違いで生じるものであり、その解決には理性的な対処が求められる。そのためには、合理的に策定された普遍的な手続きやルールが公正に運用されることが必要で、これこそがリーガルマインドといえる」と語った。そして「例えば事業主が“解雇したい”という思惑のもとに集めた理由や証拠を裁判所に提出しても、今の裁判所は

手続きの裏にあるその本音を看破するだろう」と、司法側もパラダイムシフトしている現状を明かし、「だからこそ法律の専門家である弁護士はもっと他分野のことも勉強し、産業保健職と連携して問題に関わらなくてはいけない」と、あらためて双方の連携の必要性を強調した。

最後は今年4月から中小企業にも義務付けられたパワハラ対策に触れた。「相手の個性や価値観を認めず、攻撃してしまうことがパワハラにつながる」と、「認知の違い」がパワハラの根底にあることを解説。「たとえ問題が起きても自分たちで解決できるように、最低限の知識を持ってほしい」と訴え、そのために所属事務所が行っている啓発活動も紹介して発表を終えた。

第2部で行われた質疑応答では「産業看護職側で面談記録を作成しているが、従業員が都合の良い部分のみを解釈してしまい、後日“言った・言わない”と話が食い違いになることがある。面談前に従業員と話す内容を人事とすり合わせているが、他にどのような防止策が考えられるか」という質問が出た。それに対し、小島氏は「面談記録を本人にも見せるものとして作成し、面談後に本人と共有する方法もある。あるいは、『話の内容は人事に伝える』と本人には面談前にきちんと伝え、あとで人事からエビデンスが残る形で確認するといいいのではないか。このような確認をルーティンにすることで、信頼性の構築にもつながる」と回答した。

その後、2021年9月に施行された「医療的ケア児支援法」の話題を根本氏が提供。人工呼吸器による呼吸管理など、医療的ケアが必要な児童（18歳以上を含む）を地域の教育現場が受け入れる体制づくりを義務化し、保護者の就労支援につなげる同法律の目的などを根本氏が解説した。このトピックについて、小島氏は「一見、産業保健とは関連性が薄いように思えるが、それこそが消極的な見方なのだ気づいた。家族の介護が就労の妨げとなってしまう事態は、会社側に見れば同じく合理的配慮の対象になり得るものではないか」とコメント。さらに「支援を必要とする人の定義のもとで法律が作られ、それを回すためにお金が出る。このように、法律の枠組みができて社会が動く。これは法律の“いい使い方”が体现されたものだと思う」と述べ、本来法律とは自由な社会活動を担保するためのものであることを示唆した。

産業保健が労働安全衛生法などの法律の枠組みに依拠する以上、産業保健職にも“法の意識”が必要とされる場面は多々あるだろう。今回の月例会では、多様化・複雑化する労使間の問題解決にあたり、産業保健と法の綿密な連携の必要性やそのあり方について、多くのインプットが得られる場となったのではないだろうか。

さんぽ会の詳細は下記サイトをご覧ください。

- ホームページ <http://sanpokai.umin.jp>
- FB ページ <http://www.facebook.com/sanpokai>